

## 大阪市条例第29号

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(基準該当障害福祉サービスに関する基準) 第3条 法第30条第1項第2号イの条例で定める事項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第44条から第48条まで、第94条から第95条まで、第125条の5、第125条の6、第163条から第164条まで、第172条から第173条まで、第203条から第206条まで及び第219条から第223条まで並びに<u>附則</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>(基準該当障害福祉サービスに関する基準) 第3条 法第30条第1項第2号イの条例で定める事項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第44条から第48条まで、第94条から第95条まで、第125条の5、第125条の6、第163条から第164条まで、第172条から第173条まで、第203条から第206条まで及び第219条から第223条まで並びに<u>附則並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条及び第4条（これらの規定のうち指定障害福祉サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）</u>に定めるとおりとする。</p>

(共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条の2 法第41条の2第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準第43条の2から第43条の4まで、第93条の2から第93条の5まで、第125条の2から第125条の4まで、第162条の2から第162条の5まで及び第171条の2から第171条の4までに定めるところによる。

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第43条第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準(第43条の2から第48条まで、第93条の2から第95条まで、第125条の2から第125条の6まで、第162条の2から第164条まで、第171条の2から第173条まで、第203条から第206条まで及び第219条から第223条までを除く。)並びに地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第3条及び第4条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

(共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条の2 法第41条の2第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準第43条の2から第43条の4まで、第93条の2から第93条の5まで、第125条の2から第125条の4まで、第162条の2から第162条の4まで及び第171条の2から第171条の4まで並びに令和3年改正省令附則第3条及び第4条に定めるところによる。

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第43条第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準(第43条の2から第48条まで、第93条の2から第95条まで、第125条の2から第125条の6まで、第162条の2から第164条まで、第171条の2から第173条まで、第203条から第206条まで及び第219条から第223条までを除く。)並びに地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第3条及び第4条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）附則第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号）附則第2条に定めるところによる。

定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）附則第2項並びに令和3年改正省令附則第3条及び第4条に定めるところによる。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。